

て算定するものとする。

1 + 0.25 × 当該市町村の標準負担額

0.72 - 当該市町村の財政力指数

0.72 - 当該市町村の財政力指数

0.72 - 当該市町村の財政力指数

0.72 - 当該市町村の財政力指数

2 前項の式において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。

一 当該市町村の標準負担額 当該市町村の当該年度の地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第三項の市にあつては、特別とん譲与税、地方道路譲与税及び石油ガス譲与税。以下この項において同じ。）の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額及び当該特別とん譲与税の収入見込額の合算額の百分の十に相当する額（その区域の一部が整備計画等の対象となつてゐる関係市町村にあつては、当該額を基礎として政令で定めるところにより算定した額）をいう。

二 財政力指数 地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

三 調整率 その数値が〇・三に満たないときは、〇・三とする。

3 第一項の規定を適用した場合において、関係市町村の負担割合が百分の二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する関係市町村の負担割合が百分の二十となるように国の負担割合を定める。

4 自治大臣は、引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう）、首都圏整備委員会委員長及び近畿圏整備委員長並びに関係都府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。（他の特別法との関係等）

第六条 特別整備事業又は特定事業で新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）第二条又は第三条の規定の適用を受けるものについては、この法律の規定は、適用しない。

2 関係市町村であつて地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）第三条第四項に規定する財政再建団体であるものに係る特定事業のうち、当該特定事業に係る経費について同法第十七条の規定により算定した国の負担割合（以下この項において「地方財政再建促進特別措置法による国の負担割合」という。）が当該特定事業に係る経費について前条の規定により算定した国の負担割合（以下この項において「この法律による国の負担割合」という。）をこえるものについては、同条の規定にかかわらず、同法第十七条の規定を適用し、地方財政再建促進特別措置法による国の負担割合がこの法律による国の負担割合をこえないものについては、同法第十七条の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

3 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第

四条第一項の規定による港務局は、この法律の適用については、地方公共団体とみなす。（政令への委任）

第七條 第三條第二項の規定による利子の補給及び第四條の規定により通常の国の負担割合をこえて国が負担し又は補助することとなる額の交付、地方自治法（昭和二十二年法律第八十七号）第二百八十四條第一項の規定による一部事務組合及び同法第二百九十八條第一項の規定による地方開発事業団並びに港務局の行なう事業についてこの法律を適用するために必要な事項その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。（適用）

2 第四條及び第五條の規定は、昭和四十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十年年度の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したもののについては、なお従前の例による。

3 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十三号の四の次に次の一号を加える。

十三の五 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律（昭和四十一年法律第 号）の施行に關する事務を行なうこと。

第十二條中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律の施行に關すること。

理由

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備の促進に資するため、関係地方公共団体に對する国の財政上の特別措置について規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

進に資するため、関係地方公共団体に對する国の財政上の特別措置について規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔委員長退席、大石八委員長代理着席〕

○永山國務大臣 ただいま議題となりました首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律案について、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、首都圏及び近畿圏の既成市街地への産業と人口の集中傾向は、近年ますますその激しさを加えてきておりますが、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏及び近畿圏の建設とその秩序ある發展をはかるためには、特に首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域並びに近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発の推進をはかる必要があるであります。

しかし、これによる経費は膨大な額にのぼり、関係地方公共団体の財政負担も急激に増大を見ますので、計画を円滑に推進してまいりますためには、これらの地方負担に對し、国が国家的見地に立つて財政上の特別措置を講ずる必要があるのであります。

これが本法律案を提案した理由であります。次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、地方債の許可額の増大とその利子補給についてであります。

国は、関係都府県に對して、整備計画等に基づいて行なわれる国の直轄事業または国庫補助事業のうち、住宅、道路、港灣等基幹的な施設の整備にかかる事業に要する経費について、その都府県の通常の負担額をこえる負担額の支出の財源に充てるものとして地方債の増額発行を許可するものとし、当該地方債に對し、地方交付税の不交付団体を除き、年利三分五厘をこえる部分を、関係都府県の財政力を勘案して政令で定める基準により、

最高年利八分までを限度として補給することとした。

第二は、国の負担割合の特例についてであり

整備計画等に基づいて行なわれる国の直轄事業または国庫補助事業のうち、住宅、道路、下水道、教育施設及び厚生施設等基幹的な施設の整備にかかる事業について、関係市町村の負担額が標準的な負担額をこえる場合に、当該市町村の財政力を勘案しつつ、当該超過額に応じて国の負担割合を最高二割五分を限度として逐次引き上げることとした。

なお、地方債の発行の許可は、昭和四十一年度から昭和五十年年度までとし、その利子補給は、昭和五十五年年度を最終期限として、地方債の発行許可年度以後七年度間の各年度において支払われる利子について行なうこととし、また、国の負担割合の特例は、昭和四十一年度から昭和五十年年度までの各年度において行なわれる事業について行なうこととした。

以上が首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○大石(八)委員長代理 なお、本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○大石(八)委員長代理 次に、地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案の両案を一括議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。渡海元三郎君。

○渡海委員 本年度の地方財政計画並びにいま提案になっております両法案につきまして、簡単に質問させていただきますと存じます。

国の行政を進めていきますのに、国家予算と地

方財政は車の両輪だろうと思う。これが並行し、うまく両者が調和されて初めて円滑な国政の施行が行なわれるのではなからうか、このように考えるのでございます。四十一年度国の予算は、景気の刺激、不況克服ということを考えて、税収の沈滞にもかかわらず画期的な大型予算が組まれたのは御承知のとおりでございます。一昨々日です。か成立しました予算は四兆三千四百四十二億という大型のものでございまして、昨年度と比べて一七・九兆の増。ところが、これに比べて地方財政のほうは、来年度は四兆一千三百八十四億ということ。一四・五兆、国の大型予算に比べて地方予算が少し小幅になっておる。はたしてこれで調和が保たれていくのかどうか疑いが持たれるのでございしますが、この間の御説明を承りたいと思ひます。

○柴田(護)政府委員 お話のように昭和四十一年度の地方財政計画は、国の一七・九兆に比べまして一四・五兆でございしますので、伸びは国に対してまして悪くなっております。しかし、国の場合は、たとえば地方と関係のない経費、国防関係の経費でございまして、公債関係の経費でございまして、特別な経費がございまして、さような特殊経費を除いて考えますならば一五・三兆の伸びになるわけでございします。地方財政の場合と比べまして、その大きな懸隔はないと考えております。また経費が伸びております中身をあら願ひしますと、社会保障関係の経費と公共事業関係の経費は大幅に伸びております。特に公共事業関係の中でも災害復旧関係の事業費は一番大きく伸びまして三三兆、三割三分強伸びておるわけでございします。さような関係で、地方負担の増加額というものは歳出全体の増加額に比べまして少ない。国庫補助負担金のみ大きくて、地方負担金のはうが少くない、これは経費の性質上そういうことになっておる次第でございします。その結果こういうような伸びの相違になったわけでございします。しかしながら、ごらん願ひしますように、大体国の補助負担金に伴いますものはすべて計画ど

おり伸びておりますし、また地方独自の歳出等につきましても、節約すべきところは節約をいたしておりますけれども、単独事業等につきましても相当の増加額を計上いたしております。給与費その他の地方経費につきましても必要額は計上いたしてあるのでございします。この財政計画でもって、決して案ではございせんけれども、必要な歳出事務の執行には当たれるもの、かように考えております。

○渡海委員 国の予算と地方財政の予算、一応二様に分けましたならば、伸びの幅は違ふけれども、均衡がとれ、円滑に国政の運営がされるものという御答弁でございしました。今回の国の予算の内容の中で大きく柱として立てられたのは、一方では減税でございします。平年度で三千億をこす減税、初年度にいたしましては、国税だけで二千億をこす二千九百億という減税の措置がとられました。他方公共事業は八千八百億ですか、という大幅な公共事業の伸びもございました。社会保障関係の伸びも、いま局長が答弁されたとおりでございますが、これに合せて地方財政も、公共事業も伸び、苦しい中でございしますが減税の措置というものももたらされたと思ひますが、こういう大きな国の柱に対して、地方財政の面におきましてはどういう柱で組まれたか、国とどういふふうなマッチングされておるか、この点をあわせて御説明を賜りたいと思ひます。

○柴田(護)政府委員 地方財政だけの立場から申し上げますならば、ここ数年、一般財源の増加率に比べまして事務的経費の増加率が上回っておりますわけでございします。したがって、地方財政独自の財政的観点のみから申し上げますならば、減税ということとは本来ならば不可能と考えておったのでございします。しかしながら、現行地方税制は御承知のように昭和二十五年のシャウプ勧告を基礎として今日まで至っておりますのでありまして、その間昭和二十八、九年、三十年の改正を経まして、言うならば地方税制の合理化がおくられておる。国はその間ほとんどシャウプ税制の現状に

そぐわなくなった部分につきましてはそれぞれ必要な改定を加えて合理化してまいりましたが、地方財政の場合におきましては、地方財政の窮乏という非常事態におちあたりましたために、その間の合理化がおくられておったわけでございします。したがって、現行地方税制自身にはいろいろな矛盾があるわけでございします。住民税等につきましても、毎々当委員会におきまして御指摘がございしますように、非常に矛盾があつたわけでございします。したがって、その部分につきましては、地方財源全体の状況をもにらみ合わせながら、国の方針にある程度即応いたしまして必要最小限度の減税というところを行なうという態度をとつたわけでございします。同時にそういつた減税、減収等に対しては、地方財政が上りましますように必要な措置を別途講ずることによりまして、すなわち国税の減税に伴います地方交付税の減収に對しましては、地方交付税の税率を引き上げましてこの減収をカバーいたすとともに、住民税の減税等に対しては臨時地方特例交付金という制度を新たに設けまして、經常財源の減少に對処をし、經常経費の支弁に遺憾のないように期したのでございします。

○渡海委員 減税の措置も地方財政の中にもたられたという御答弁はわかつたのでございしますが、もう一つの大きな柱である公共事業の伸びというものの比率について、これは地方がやらなければ公共事業はできないのでございしますが、地方財政計画におきましても国の伸びに相應するものが出ておるかどうか、この点御説明願ひしておきたいと思ひます。

○柴田(護)政府委員 公共事業につきましては、投資的経費の伸び全体は一九・七％でございします。これは直轄事業の分担金、それから補助負担金を加えまして、いわゆる公共事業それから単独事業全部含めまして一九・七％でございまして、ほぼ国の公共事業の伸びと匹敵しておるという伸びでございします。ただ、この財源につきましては、国が減税を行なつて、一方七千三百億にわた

りまする公債を發行して、その間に財源を振りかえて需要の喚起をはかるという措置をとった関係もございまして、また景気が思うように伸びないといったような現実もございまして、地方財政の面におきましてもある程度地方債の特別増額をもつて対処する、こういう方針をとらざるを得なかったのでございます。したがって、特に本年度に限りまして千二百億円の、特別事業債という名前でございまして、公共事業系統に充てる地方債の額をふやしまして、この間の経費の支弁に遺憾なきを期した次第でございます。

○渡海委員 いま御答弁の中で明らかにされたのでございますが、本年度の地方財政は、国の財政、国の予算と均衡するために、景気の沈滞から税の自然増が期待できないにもかかわらず、税の合理化をやる、また一方、財源の少ない中からも国の公共事業に相当する公共投資のための投資的経費を盛らざるを得なかった、こういったところから多くの財源を要するという姿になった、これに対する措置として出されたのが、地方交付税率の二・五の引き上げ、またいま言われましたように、今回特にとられた臨時地方特別交付金四百四十億圓、そしてそれでおまかない切れない分を特別事業債千二百億圓というふうな臨時的な措置によつてなされたのであらう、かように考えます。

しかしながら、このような措置がとられた結果、地方財政の構成比をながめてみますと、一般財源において、地方税、地方譲与税、交付税及び臨時地方特別交付金を入れましても、その構成比というものは五八％、昨年度の一般財源の六二％に比べては四〇％低下しております。一方、国庫支出金あるいは地方債といったときの財源が構成比率の中では増加しております。国庫支出金は昨年の二七％から二九％にふえ、地方債は五％から七％という大幅な増加をしておる。このような傾向は、地方財政が自主性を強化しようとして今日まで続けてきた努力にむしろ逆行するものではないか、このように感ずるのでございますが、この点いかがでございますようか。

○柴田（護）政府委員 御指摘のように、今年度の計画だけの計数面をこらんと願いますとさようなことが言えるかとも思うのでございますが、しかしながら、ともかく経済が沈滞をしておるわけでございますので、税収入が伸びない、そういう事情のもとにおきまして、有効需要を喚起するというために投資的経費を大幅にふやしまして、公共投資をふやすのだ、一方減税もするのだということになってまいりますれば、これはやはり通常の財政関係の推移という頭でこれをあげていくわけにはいかないではないか、つまり異例の措置だということに思うのでございまして、国自身が異例の措置をとったと思ふのであります。国と密接な関連を持つ地方財政におきましても、必ずしも、本来の姿からいいますならば、つまり長期的な観点からいいますならば、望ましいとは考えませんけれども、こういう姿をとつて、そして財政の立て直しの基盤である経済をよくする、こういう形をとらざるを得なかった、また今日の時点におきましては、そうすることがあたりまえだろうというように考えておるわけでありまして、

○渡海委員 七千三百億という公債政策がとられて、そして需要喚起をやつておる、こういった国の措置に対して、地方も特別な措置としてこういうふうなやらざるを得なかったということでございますが、先ほどの答弁にも、これは本年度限りの特別な措置として臨時交付金の額を計上し、また特別地方債を計上したのだ、こう言つておられます。景気の立ち直りによつてこれらを一般財源に吸収していくためにやむを得ざる措置であつた、こういうことではございまいしょうが、国の七千三百億圓の公債によるこの措置、これは私は本年度限りで済まず、当分続くというある程度の見通しを持って出されたものじゃないか、また予算委員会等を通じての政府の答弁の中にもそういったものが見られる。ところが地方財源のほうは本年度限りの特別な措置だ、こう言われましたが、国がこのような制度を続ける限りにおきましては、地方財政におきましても本年度に限らず、

明年度もある程度こういった臨時的措置を続けていかなくちゃならぬのじゃないか、かように思うのであります。したがって、本年度とられた臨時措置といったものを明年度にも続けていくのか、あるいは抜本的な考えでいかなくちゃいけないのか、ということとは、私は国の政策とあわせてある程度真剣に考えていかなければならぬ今後の大きな課題じゃないかと思ふ。大臣が所信表明の中で、今後地方財政につきましては引き続き今後の方針について検討していかなければいけないということを言つておられますが、その際に考えるべきことは、臨時地方特別交付金といったような臨時的な措置でなく、ある程度の見通しをつけた恒久的な財源に切りかえて、自主的な財源に切りかえていくという方向で努力されなければならぬ、このように考えておるわけでありまして、これらに対する方針を政府当局から、大蔵省主計官の御答弁もあわせて承りたいと思ひます。

○柴田（護）政府委員 国債がどのような形をとるかという問題は、予算委員会の審議を通じて見ますと、そう急にこれが来年度以降なくなるというふうな印象を受けられなかったということはお話のとおりだと思ふのでございまして。問題は、どういふ形で今後国の財政の姿が運用されるかということ、結局本年度なさうといたしまする施策というものがどういふ効果をあげてまいるだろうかということにかかるといふ思います。公債は、あるいは数年続くかもしれないけれども、その規模等につきましても、おそらく弾力的に考えるということになるだろうと実は想像をするわけでございまして、その様子によりまして、これが地方財政にはね返ってきますね返り方がいろいろ違つてまいります。したがって、四十一年度以降においてもこういうような状態が続くのかどうかということ、続かないとも申し上げられませんが、少なくとも申し上げられない。つまり年度の推移を少し見てまいりませんと、その見通しがつかぬのじゃないかと思ひます。そうしますと、それによつて地方財政が受ける影響という

ものを考えまして、地方財政を長期的にどのような方向で考えるかということを検討してまいらなければならぬと思ふのでございまして。基本的に私どもは、毎々当委員会で大蔵省その他からお答え申し上げておりますとおり、国と地方との間の事務の再配分だとか、あるいは税源の再配分だとかいふ問題が、地方財政全体の立場からは動かすべからざる一つの基本的な方針として希求するべきものだと思ふのでございまして、四十一年度の財政措置が来年度どうなるかということとは、これは別個に、経済の動き等を見ながら別途の配慮をしてみなければならぬだろう、こういう状態が続いてまいりますならば、やはり公債費の重圧が地方財政にいろいろな影響を及ぼしてまいります。これを避ける方法を考えてまいらなければなりません。また、そういう状況のもとにおいて、国と地方との税源の再配分がいまのような形でいいかということも検討していかなければならぬと思ふのであります。いまここで、じゃあどうするということを明確にお答えいたすことができないような段階では残念ながらございせんけれども、もし、いずれにいたしましても、国の今後におきまします推移をにらみ合わせながら遺憾ないように措置してまいりたい、少なくとも、来年もまたことしのような暫定の措置というふうな事態は避けたいと考えております。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。たいへんむづかしい御質問でございまして、はたして的確な御答弁ができるかどうかかわらないのでありますが、四十一年度七千三百億というふうな、その一年前では想像もできなかったような大きな額の公債の発行が行なわれたわけでありまして、それにはいろいろ原因があつたかと思ひますが、何といたしましても一番大きかつたのは景気の異常な沈滞でございまして、それによりまして税収入の減少といひますか、これは昭和四十年度の当初予算総額三兆二千八百億圓というものに比べまして、一年たちました四十一年度の予算が自然増収において、減税前でわずかに千億圓くらい

ものと考えまして、地方財政を長期的にどのような方向で考えるかということを検討してまいらなければならぬと思ふのでございまして。基本的に私どもは、毎々当委員会で大蔵省その他からお答え申し上げておりますとおり、国と地方との間の事務の再配分だとか、あるいは税源の再配分だとかいふ問題が、地方財政全体の立場からは動かすべからざる一つの基本的な方針として希求するべきものだと思ふのでございまして、四十一年度の財政措置が来年度どうなるかということとは、これは別個に、経済の動き等を見ながら別途の配慮をしてみなければならぬだろう、こういう状態が続いてまいりますならば、やはり公債費の重圧が地方財政にいろいろな影響を及ぼしてまいります。これを避ける方法を考えてまいらなければなりません。また、そういう状況のもとにおいて、国と地方との税源の再配分がいまのような形でいいかということも検討していかなければならぬと思ふのであります。いまここで、じゃあどうするということを明確にお答えいたすことができないような段階では残念ながらございせんけれども、もし、いずれにいたしましても、国の今後におきまします推移をにらみ合わせながら遺憾ないように措置してまいりたい、少なくとも、来年もまたことしのような暫定の措置というふうな事態は避けたいと考えております。

しかない、そういうような、税収面でははなはだし
い窮状におちいつたわけでございます。そういう
ことからしまして、国の財政も積極的に公債を発
行する、こういう新政策に加えて、その額が
また、もしそうでない場合に比べて非常に増加し
たということも事実でございます。これがために
地方におきまして、地方財政対策という面で臨
時の措置が四十一年度については非常に多かった
ということも先生御指摘のとおりでございます。
四十二年度にこれがどうなるであろうかというこ
とは、ただいま話がございましたように、四十
一年度はいま始まったばかりでございます。先
のこととはよくわからないわけでございます。ただ、
公債発行の額については、この七千三百億という
数字がおそらく来年もそう大差のない、多少ふえ
ぎみではなかろうか、こういうような予測もある
わけでございます。こういう中におきまして、地
方財政、特にその自主財源がどうなるであろうか
ということ、その相当の部分が経済の回復いか
んということによるわけでございます。したが
いまして、的確な見通しというものはきわめて立ち
がたいわけでございますが、私どもの気持ちとい
たしましては、毎年、臨時臨時でやっていくとい
うことは、原則としては非常に好ましくないこと
ではなかろうか、こういうふうにかえてお
ります。

○渡海委員 毎年、臨時臨時というふうなことで
不安定なものと置いておくことは好ましくない、
ごもっともな御答弁であらうと思ひます。その中
へ地方財政の自主性を強化するという一つの柱を
立てていただいて、臨時措置じゃなくて恒久措
置、公債発行される国の予算のもとにおける地方
財政のあり方の健全化というものをなお一そう前
進させていただきたいと思つております。これは
要望にとどめておきます。

そこで、特別地方債が千二百億ふえたのでござ
います、今回の財政計画を見ますと、当然、従
来でございましたら交付税の算定基準の中に入
れなければならぬようなものが起債に振りかえ

られて、基準財政需要額の経費の中から六百億ほ
ど落とされておる。これは従来の行き方を変えて、
地方財政も借金政策に切りかえたのではない、か
ういふふうにかえるのであります。苦しい財政
の中から国の公共事業をそのまま受け入れるため
には、特別地方債という形でやらざるを得なかつ
たんだという点は認めるのでございますが、一方
から見たら、これは地方財政の借金政策である、
赤字政策だと言われるのも当然であらうと思ひま
す。その点、建設のために、需要喚起のために、先
年度ですべきものを国が繰り上げるために、特別
地方債というもので地方財政とは別にやられたん
だ、だからこれは借金でもかまわないと言われ
るお気持ちじゃないかと思ひますが、六百億も交付
税算定基準から落とされて、これを特別地方債に
かえられた、その特別地方債の性格等につきま
して、ひとつ財政当局の確固たる御答弁をお伺い
したいと思ひます。

○柴田(護)政府委員 千二百億の特別地方債を設
けました経緯等につきましては、先ほど申し上げ
ましたとおりであります。したがって、まさに特
別の事業債でございます。本年の特殊性という
ことでございまして。しかし、根本的にいいます
れば、金がないから、本来、従来の行き方からい
ますれば、それだけ経費を削つて、あるいは減税
もいたしません。既に既存財源の中でやり繰りするん
だというたてまえがもしもありませんけれども、今日
国、地方が置かれた財政の基盤である経済と
いふものを考えます場合には、どこからか金をか
き集めてきても仕事をしなければならぬというこ
とでありますので、こういう措置をとつたわけで
あります。したがって、借金には違ひないのでござ
いますけれども、その借金の性格は、国が発行
いたしました建設国債と少しも変わりはない。こ
れはやはり将来の税収入を担保にする地方の公共
投資の充実にあります、言うならば基盤整備で
あります。したがって、性格といたしましては、
国の建設国債と変わらないと考へておるわけで
ございます。

「名前がおかしいじゃないか」と呼ぶ者あり」
○渡海委員 いま、名前がおかしいじゃないかと
いうようなことをおっしゃつておりましたけれど
も、将来の、公共投資というものを担保にするた
めの先食いなんだという意味において、これは普
通の借金政策と違ふという点は私たちも認める
ところでございます。そうすると、この起債の性格
というものは、当然従来の地方債の性格と違つて
くるんじゃないか、こう思ひます。むしろ国の方
針で地方にこういうふうなものを押しつけたとい
う形で出てきておる。特別地方債を出して地方に
財源を与えるという姿は、むしろ国の責任にお
いてそれだけの投資をさすんだという姿であるべ
きではないかと思ひます。したがって、従来の地方債
でございます。地方債を起す自治体自身が自
主的に、責任を持って将来の支払いというものを
確保しなければならぬが、国の政策のもとに地
方起債で事業をやらすものでございまして、
当然国のほうで責任を持ってこの地方債の償還と
いふものを考へてやらなくちゃならぬじゃない
か、このように考へるのであります。この点、
少なくとも元利補給というものの、あるいは償還
というものを国が見てやるんだというくらい
の責任を持って発行される地方債じゃないかと思
ひます。この点に對する国の責任というも
のを明確にお答え賜りたいと思ひます。この点
は、大蔵省ともども御答弁いただきたいと思
ひます。

○柴田(護)政府委員 従来も一般会計で発行して
おります地方債、これにつきましては交付税計
算上は、きわめて抽象的な形でございまして、ま
た一般的な形でございまして、でき上がつ
た施設の減価償却費という形で元利償還金
を見ていくということに計算上はなるわけでござ
います。したがって、総額がふえるんだとい
うに結果はなるわけでございまして、経緯
その他から考へますれば、お話のように本来なら
ば一般財源で始末すべきものだ、それが今回
は、国も金がないから特別地方債ということで地

方債を起す、こういうような点から申し上げま
すならば、お話の点はそれとおりでと思ひます。
しかし、やましく理屈を言いますならば、別の理
由も立ち得ると思ひます。したがって、いづれに
いたしまして、地方財政全体の中におきましては、
これらの必要な元利償還金は始末をせよという
ことになるわけでございまして。しかしその
場合に、従来のような地方債の見方と地方債の元
利償還金の見方と、この千二百億に対する見方と
いふものは、形をかえて見なければならぬの
じゃないかという御指摘かと思ひます。これは
おっしゃるとおりだと思ひます。これを
をどのような形にするか、地方財政全体の中で交
付税の調整機能を通じてそれを見てまいるか、あ
るいは別途の手段を考へるかという問題は、実は
昭和四十二年以降どのような形で投資的経費に
對する財源手当てが行なわれるかということと非
常に深く密接に関連するわけでございまして、こ
の状況を見定めないと具体的な方途は立たないとい
うことでございまして。いづれにいたしまして、
この千二百億についての元利償還金につきま
しては、財政上完全な措置をしてまいらねばならぬ
と思ひます。その中で、同じ公共事業の
財源に充てる地方債の中で、繰上債の七億もござ
います。したがって、政府資金を割り当てられ
たところはこれがいよいよいたしまして、繰上債を
割り当てられたところにつきましては、繰上債金
なんかもいろいろ条件もまちまちでございする
ので、これを放置しておくわけにはいかぬだらう。
そうしますと、そういう面からも、この事業債に
つきましては特別の配慮が必要じゃないかとい
う見方があります。ただ、どのような形で配
置するかという問題につきましては、具体的なやり方
といたしましては、四十二年以降の財政のあり方
とも関連して、遺憾のないように措置をしてま
いりたいというふうにかえてございまして、
○佐藤説明員 特別事業債の償還問題につきま
しては、これはきわめて重要な問題であるといふ

うに幾どもは認識しておるわけでございます。これにつきましてもどういうふうにするかという面につきましても、その原則的な立場を大蔵大臣から、財政計画の中においてこれが十分処理できるように配慮したい、こういうふうな予算委員会等でお答えになっておるのと同じくおるわけでございます。これを具体的にどういうふうによつていくかというところは、いろんな方法等もあると思ひますし、それから、今後これがどういふふうによつていくものであるかというふうなこともたいへん密接な関係を持つておると思ひます。この点につきましても、そういう四十二年の動き等ともどもにみ合せて、自治省のほうとよく相談して、処理に万全を期したいと思つております。

○渡海委員 特別地方債に対する将来の措置の方法というものは、普通の地方債と別個に考慮して措置するということ——今日の段階におきましては、具体的な措置の方法等をしていただくわけにまいらぬと思つてございまして、あくまでもこれは特別な措置、国のほうで責任を持つて措置するんだという意味でひとつお考えを賜りたいと思ひますので、この点につけ加えて要望しておきます。

なお、本年度臨時特別交付金と特別地方債、こういった臨時的特措置とあわせて、超過負担の解消というものを相当大幅にとられて、二百五十億とか聞いておりますが、しかしながら、なお超過負担は一千億以上にのぼるものが残つておるのじゃないかと思ひます。来年度以降におきましても、これは最大の努力をして消していただくなければならぬ問題であらう。また、この二百五十億を予想しておられます超過負担の解消というものが、はたして現実にそれだけの超過負担を解消することができぬのかどうか。本年度の超過負担解消の具体的な事例について、ひとつ御答弁を賜りたいと思ひます。

○柴田(護)政府委員 超過負担の解消につきましても、三十九年度のベースをもとに推算をいたしますと、大体二百億弱のものがあるんだとい

うことを毎々、当委員会に御説明申し上げてまいりました。その間におきまして、昭和四十一年度の予算におきまして、名目三百三十億、実質二百五十億の超過負担の解消なんだということでありまして、その内訳を申し上げますと、補助職員等で八十三億、それから普通建設事業費系統で二百十六億、その他委託費等がありますが、そういう形に相なつております。したがつて、具体的に申し上げますと、たとえば保健所職員の単価を例にとつてまいりますと、医師はいままで年額五十九万円という単価が百三十四万円、率にいたしまして七五〇のアップ、その他の職員につきましても年額三十八万円の単価が五十五万円、三五〇のアップというふうになっておるわけでございまして、これは、知事会等いわゆる六団体の調査いたしましたところとあまり変わらない、ほぼ六団体で調べた実績と近いものになっております。ただ、若干人数等が精査されておりますけれども、その分につきましても、必要なものは、普通の職員、つまり補助職員以外の一般職員に振りかえる措置をとつております。したがつて、今回直りました補助職員等につきましても、大体単価は正なるものがほぼ満足すべき状態で直つておるのじゃないかというふうに思つてござい

ます。事業費等につきましても言いますと、若干まだ問題は残つておると思ひます。たとえば敷地関係の補助負担金の計算のしかたでございまして、あるいは建築単価の問題とか、これも相当大幅に直してもらつておりますけれども、なお問題がないとは言えない。特に委託費系統になつてまいりますと、国民健康保険でありますとか国民年金等が問題になりますと、どうしてもこの単価では必要な事務が十分でないのじゃないか。私どもは、相当大幅に上げていただきましたけれども、この点につきましても問題はあろうかというふうに考へております。この単価で一体うまくいくかどうかというお尋ねでございしますが、本来、従来のベースでもつてもを考へられておる限りにおきましては、その直りました分につきましても、いま言われたとおりであります。ただ、御承知のように、補助負担金の行政が乱れていきます一つのもとに、この補助単価、補助対象の問題のほかに、補助条件という問題があるわけでありまして、この補助条件を適正にしていまいらんと、せっかく直していただいた単価改正等が——合理化がまだそのまま進んでおるわけでありまして、そこで、それにつきましても、ぜひ補助条件は補助金の適正化法の精神に従つて正しく運営してもらいたいということを関係各省にもお願いし、大蔵省にも補助負担金の認定をお願いする場

合等につきましても、そういう配慮をしていただくようお願いをした次第でございまして、なお、私どもの計算からいいますならば、まだ相当のものが超過負担が残つておるわけでございまして、この超過負担を今後どのように整理をするかということになってまいりますと、いつか当委員会でお答え申し上げましたように、やはり補助負担金の中身をさらに洗つていって、一般財源に振りかえるべきものは振りかえたい、補助負担金として残すべきものについては、補助負担金としてさらに超過負担の解消に回したい、こういう方向をたどつていくことになっておりまして、なお一そうこの方向で努力をいたしたい、かように考へております。

○渡海委員 超過負担の解消で人件費等につきましても改正していただいて、そのために地方財政に及ぼすところが多いものがあると思ひます。それで、まあ一千億にのぼる。私は、いま市町村にとつて一番大きな超過負担の問題は学校じゃないかと思ひます。義務教育の学校の建設費の補助単価は相当上げていただいておりますけれども、いま局長が言われたとおり、補助条件と申しますか、一方では認定坪数の補助金というものを条件をつけて落とすおきながら、片一方では理想的な学校というものはこのくらいの姿でなければならぬのだという、その指導方針が二つに分かれておるのです。そのために、三分の一の補助金とい

は、いながら実際の四分の一しか渡らない。二つの補助金といひながら三分の一しか渡らない。これでしたら、認定坪数以外はその市町村の独自の立場で、一ぺんしかやれないからりっぱなものをつくつておくのだというので、自分の責任でやるならけつこうであります。それに対しては起債も許すことができないというのが現在の地方行政の姿になっておる。せめて起債でも許してもらえば適正なる借金で、いわゆる赤字に転落するということはないが、片一方で補助の条件をつけて認定坪数を少なくし、しかも起債もそれに応じた起債しか渡さないというところから、大きなやみ起債が発行され、そのやみ起債がもとになつて赤字に転落しておる。これが地方自治団体のすべての姿で、超過負担の解消もこういふところ

にまで目をつけてやつていただかぬことには、市町村は国の施策のために赤字にならざるを得ない。この点、将来に向かつてそういった方面にわたる超過負担解消のために御尽力賜ふようによつておる。この際、特に公共文教施設に關する超過負担がどのようになつておるかという点を資料としていただきたいと思ひます。文部省は来ておられませんが、ひとつ政府のほうにおいてそのように取り扱つていただき、資料としてお配り賜りたいということをお願いしておきます。

次に、政府は、先般の公務員の給与の件に対しまして、人事院勧告の取り扱いについて種々協議されたようでございまして、とりあえず昭和四十一年度は従来どおりにやることに決定されたという新聞は報じております。最近における諸物価の上昇、民間資金の動向等を勘案した場合、昭和四十一年度におきましても年度途中の給与改定が行なわれるのではないかと、このように考へるの

でございまして、そういう場合、この地方財政計画ではたして給与体系がいくらかどうか、どこにそれだけのものがあるか、そういう場合はどういふふうになるか、非常に危惧するものでござい

ますが、仮定の質問になります。ひとつこの点に對するお考えをこの際明らかにしておいていた

は、いながら実際の四分の一しか渡らない。二つの補助金といひながら三分の一しか渡らない。これでしたら、認定坪数以外はその市町村の独自の立場で、一ぺんしかやれないからりっぱなものをつくつておくのだというので、自分の責任でやるならけつこうであります。それに対しては起債も許すことができないというのが現在の地方行政の姿になっておる。せめて起債でも許してもらえば適正なる借金で、いわゆる赤字に転落するということはないが、片一方で補助の条件をつけて認定坪数を少なくし、しかも起債もそれに

だきたいと考えております。

○柴田(護)政府委員 人事院勧告の取り扱いにつきましては、お話しのとおり経過でございます。かりに本年度人事院の勧告があり、それによります給与改定があるということになりますと、現在の段階におきましては、地方財政においてこれをまかなう財源はございません。したがって、その時点においてどう処理するかというのを考えざるを得ないと思います。大体私どももいたしましては、年度中途に給与改定を実施されることにつきましては、かねがね地方財政の立場からはなるべくごかんべん願いたいということを強く主張してきたわけでございまして、今日におきましてもその主張を変えておりません。しかし、在来は税の自然増収等にささえられまして、ある程度年度中途の給与改定をまかなってきた時代もありました。御承知のように、毎年毎年借金をしてやってきておるという現状でございます。昭和四十一年度におきましては、経済の状況がどうなるかということが一つの問題点ではございますけれども、この財政計画のもとにおいて、現時点におきましては給与改定による財源がどうなるかはございせん。もしさような事態が到来いたしますれば、その時点において財源確保の点を考えなければなりません。要するに地方財政の財源確保が一番問題点になろうと考えております。

○渡海委員 最後に、この間、政府は財政白書を出されたのでございますが、その地方財政の白書の中に、いまや地方財政は容易ならざる状態にある、こういうふうな率直に述べておられます。あるいは人によりますれば、今度の特別地方債発行等もあわせて、地方財政はいよいよ昭和二十九年あるいは三十年当時のあの地方財政の最も悪かった時代に再び転落しようとしておるのではないかと、このようなことになっておるのであります。現在の地方財政の姿をながめられて、自治省当局といたしましてはあの当時と比較していかにかえておられますか。私は、一般会計におきましては前と比べてまして相当様子が変わってきたのではないかと、特に変わってきたところでは、公営企業の赤字が相当一般会計に大きくかぶさってきておる、また国保の赤字が市町村の一般会計に大きく財政負担としておいかぶされてつある、こういった特別会計の回復なくして、今日の地方財政の赤字の克服ということでは考えられないという状態であろうと思っております。今日の地方財政の赤字を昭和二十九年、三十年当時と比較され、しかもその原因の相違点について考慮しながら、いかなる対策を持っておるのか、御見解をお伺いして、私の最後の質問といたしたいと思います。

○柴田(護)政府委員 お話のとおり、昭和三十九年度決算、三十八年度決算等の推移をながめてまいりますと、地方財政は非常に悪くなつてきておるということが言えると思つてございまして。ただ全般的にこれをながめると、御指摘のように特別会計が非常に悪くなつておるというところが目立つておる。一般会計につきましても、赤字もふえておる。一般会計につきましても、赤字が特定の団体に増加しておるという特殊の現象が出ておる。町村あたりではむしろ赤字が減つておるということになりまして、表面的にだけ見ますならば、二十八、九年度と比べまして、一般会計の状態はさほどじゃないというふうに言えるかと思つております。しかしその中身を見ますと、むしろ私も二十八、九年度のときよりかむしろ問題にぶち当たつておるのではないかと。言うならば、構造的にはなかなか困難の事態を迎えたというふうな思つてございまして。それは特別会計と一般会計との関係が必ずしも明らかじゃありませんので、特別会計の赤字が一般会計の足を引っぱつておる、これをどのようにならしていかうかという問題でありますけれども、これがなかなか簡単にはいかない、これはむしろ問題になっておるようございまして。それから国民健康保険会計につきましては、これは四十年でいろいろな措置が講ぜられま

たので、三十九年度の決算上の赤字は二百億円をこすわけではございませんけれども、これは四十年で決算ではおそろくは非常に少なくなるだろう、おそろくは四、五十億程度のもの、あるいはもうちょっと出るかもしれない、その程度のものでございまして。しかしこれも、こういった国民健康保険というものの持つて行き方を一体どうするか、今後医療費は上がっていく、それから保険料は伸びないということになりますと、どうしてもここにも保険制度全体の中で国民健康保険をどうするかという問題にぶつかつてくる。それから一般会計の問題では、職員費の問題をどう考えていくか、どうすれば一番安定した形になるかという問題があらうかと思つてございまして。だんだんと社会福祉国家が進んでまいりますれば、施設は充実してまいらなければならぬ、施設を充実してまいりますれば、どうしてもそこに維持管理に当たる職員が要る、人員がふえますれば人件費がふえるにきまつておる、これをどのような形でもって合理的にマネージメントを行なつていくかというきわめてむづかしい問題。それから超過負担の問題にいたしまして、やはりいろいろな本年度は非常に国家の財政が苦しいときの中で相当の措置が講ぜられたのでございまして、しかしなおまだその点は残つておる、これもなかなか簡単にはいきませんので、相当長い期間をかけた適正化するような慣習をつくつていかなければならぬ、非常な努力が要るわけでございます。公営企業に至りましては、御指摘のとおり非常にむづかしい状態になっておる。

○渡海委員 ただいまお話がございました。その中で、私特別に感じましたのは、昭和二十九、三十年ごろに対する地方自治体の財政運営状況と今日の財政運営状況は相当変わつておる、私自身そうじゃないかと思つてございまして。この点、地方自治体の努力も買わなければならぬのですが、往々にして三千五百の自治体の中でごく一部にあらわれるような放漫財政の姿を、地方財政全般がそのような姿ではないか、こういうふうな喧伝されるおそれなしというものが今日の状態じゃないかと思つてございまして。この点、非常な苦しみのもとに地方財政の確立に臨んでおる地方自治体にまことに申しわけない、このようにさへ感ずるときがあるものでございまして、この地方自治体の努力というものを十分御認識の上で、今後ともに自治省の強力な御指導によって、地方財政のこの危機を突破していくように要望しておきたいと思つております。

最後に、国民健康保険のことについて、公営企業は今国会にも公営企業の改善のための法案がすでに提出されておりますので、この法案を通じて

議論をし、措置されると思いますが、国民健康保険も四割補助ということになったのでございますが、それだけでは解決できない問題があるのではなからうか。特に国保税のごとき問題は、これは税金ではございせんけれども、むしろ現在地方税とあわせて考えた場合、住民負担の一番大きな問題が国保税の問題じゃないかと思ひます。そういった意味におきましては、私はむしろ当然抜本的に取り組んでいかなければならない問題が残っているのではないかと思います、この点は本日厚生省も来ていただいておりますので、後日この問題を当委員会において議論させていただくことを留保いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○大石(八)委員長代理 細谷治嘉君。

○細谷委員 まず最初に承りたい点は、昨日、総額千六百二十一億円の第一回の地方交付税の配付が行なわれたわけでございますが、ことは八月くらいまでに六割以上の地方交付税を繰り上げ交付する、こういう方針のように聞いておるのであります。そういうことでやられるつもりかどうか、まずお聞きしておきたいと思ひます。

○柴田(護)政府委員 そういう方針をきめたわけではございません。ただ、地方団体におきましては公共事業等の事業の進捗度合いが、従来よりも増して上半期に集中するというのを基本方針としてとっておりまして、その財政需要に見合つて、各地方団体の資金事情等を勘案して、それに遺憾ないようにしたいということを考えております。わけでございます。したがって、地方におきまして、今後の資金の収支というものを検討をした上で、そういう必要が生じてまいります場合には、交付税の一部繰り上げ交付ということも検討したいと考えております。

○細谷委員 そういう方針にはきまっておりますが、実には三月十四日の日本経済新聞の記事によりますと、四十一年度の公共事業の施行を促進するために八月までに六〇%以上やるのだ、それを読みますと、たとえ

ば、第一種臨時地方交付金二百四十億円というのを五月に全部交付してしまうのだ、そういうことが大蔵省と正式にきまつた、こういうふうに書いてございます。いま提案されております法律を見ますと、法律にはそういうふうに書いてはございませんで、第一種特例交付金というのは五月と十月にそれぞれ二分の一ずつを交付する、こう書いてあるのではありませんが、新聞の記事をそのままやっていると、いまま提案されておる法律と違つたことが行なわれようとしておるようでありますから、まずその点をはっきりいたしたい、こう思つておるのであります。新聞にははっきりと、第一種特例交付金を、大蔵省に働きかけていたが、このほど五月交付が正式にきまつた、そう書いてあります。新聞がうそということなんでございましょうか。この辺ははっきりお尋ねしておきたいと思ひます。

○柴田(護)政府委員 御指摘の記事は非常に各方面に御迷惑を及ぼしまして恐縮でございます。それは間違ひでございます。もとより御審議をわざわざしておる法律が、これが政府としてきまつた態度でございます。特例交付金につきましてはそれ以外のことは考えておりません。しかし、普通交付税につきましては、必要がありまします場合は概算交付ができる、時期別の交付額も変えられるという制度になっておりますし、これは資金状況を見定めた上で実態に合う措置をいたしたい、こう考えておるわけでございます。そういう意味合いで、地方の資金事情が困るようなことになりますれば繰り上げ交付も考慮する、こういう方針でございます。国も、そのためには、三割国庫補助負担金等の概算交付等につきましても積極的に考慮するといったような話し合いになっておりますので、全体的な資金収支を見定めてそういう措置をとっていききたいというふうに思つてござい

ます。

○細谷委員 そういたしましたすと、新聞の記事は誤りだ、こういうことがはっきりいたしましたわけでございますが、普通交付税及び今度提案になってお

ります第二種特例交付金につきましては、法第六条第一項の規定に基づいてやるわけでございますが、事情に応じてある程度自治省令を変更することも、こういうふうに理解をしてよろしいわけですか。

○柴田(護)政府委員 そのとおりでございます。

○細谷委員 それをはっきりいたしましたから、次に進みたいと思つております。

先ほど渡海委員の質問の中にございました今度の交付税法の一部を改正する法律案あるいは交付税に関する特例の法律案と、従来になく二本立てでできておるわけでございますが、まず一つ全体的にお尋ねしたい点は、今度のこの二本の法律で従来と変わつておる点を全部あげていただきたいと思ひます。全部といつても、おもな点でよろしいわけですね。

○柴田(護)政府委員 二本に分けましたのは、従来のベースと申しますか、つまり将来もそういう方向でいくのだというや長期的な観点に立つものを本法に残しまして、それから四十一年度限りの措置ということで先ほど私が御説明申し上げましたいわば異例の措置に属する、というのが特別措置に規定したわけでございます。したがって、本法には、税率の引き上げとメトリル法施行に伴います読みかえ規定、それから文化財保護法、自然公園法等の課税の特例に関する基準財政収入額の算定方法の特例、住民税の計算方法についての規定の改正、それからいわゆる人口急減補正、この部分を残しまして、あとは全部特別措置法に移したものでございます。

特別措置法の中身を簡単に申し上げますと、要するに、臨時特例交付金の規定を設けまして、一種、二種の算定方法、その交付、不交付等を規定いたしました。同時に昭和四十一年度の基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例を設けまして、そのうちの一番大きなのは、従来の給与改定の平年度化その他に伴います単位費用の改定のほかに、投資的経費の中で公共事業費系統のものについて、主として府県分について、こ

れを地方債に振りかえすために、単位費用の削減を行なつております。それからまたそれに関連して、補正方法につきましても、事業費補正を行ないます関係上、密度補正適用の種目を減少しております。それから、市町村民税減税補てん債が減つてまいりますので、その減つてまいります部分を市町村の「その他の諸費」に、基準財政需要額に逆に切りかえております。それから、第一種特例交付金は、その性格が将来にば消費税に切りかわるといふ話もあるわけでございますので、これをたば消費税的な扱いをして基準財政収入額を計算する、こういうことにいたしております。また、従来、特別補正補正という補正がございましたが、この補正を廃止いたしまして、それぞれ関係費目に振りかえております。

大体以上でございます。

○細谷委員 いま財政局長がおつした補正の問題につきましては、従来時期に応じて年々とられてきておつた措置が強化されるという形でありまして、その個々に入る前に一つお尋ねしたいことは、先ほど質問がありましておる、地方財政というのは非常に危機に立つておる。自治省は、昨年の十月ごろに、公共事業というのが二割程度前年比伸びていくのだ、公債は七千億発行するのだ、減税は三千億だ、こういう前提に立つて、地方財政は三千三百六十億程度財源が不足するのだ、こういうことで大蔵省に折衝をいたしたのでありますけれども、その後税調なりあるいは与党の税制改正大綱というのがきまりまして、計数整理いたしまして二千六百三十億ぐらい不足するのだ、こういうことで、その場合に交付税はひとつ千三百八十六億程度上げてほしい、税率にいたしますと五・八%ぐらいですか。ところが、明けて、大蔵省が発表されたところになりますと、二千七百八十億円の財源不足だ、こういうことになりまして、交付税率は五・六%ですか、ぐらいい上げるということにまあ引き下がったわけなんです。私は、当時までの自治省の態度というのは、大蔵省が言う臨時特例交付金というような措

たいへんな問題が起こつておるのですが、まずお尋ねしたい点は、昨年のベースで基準財政需要額を計算した場合には、一体基準財政需要額の増というものは幾らになるでしょうか。

○柴田(護)政府委員 大体千二百億円の特別地方債でまかなうものを全部基準財政需要額に見たという前提で計算いたしますと、大体伸びが一三％くらいになると思います。

○細谷委員 自治省財政局で編集をしております「地方財政」という雑誌を見ますと、交付団体ベースで基準財政需要額の対前年度増加見込み額は千三百八十三億円だ、こういうふうに書いてござい

ます。これは間違いないでしょうか。

○柴田(護)政府委員 現在御提案申し上げております表の単位を基礎にして計算いたしますと、大体御指摘の程度の基準財政需要額の増加を予定しております。

○細谷委員 今度の交付税の計画によりますと、私がいま自治省に聞いたら、見込み額千三百八十三億というのが基準財政需要額の増だ、こういうこととありますが、自治省の言い分あるいは大蔵省の言い分というの、理屈はさかさまです。千二百億という特例債が設けられたので基準財政需要額から切り落としたのだ、公共事業関係の地方負担を切り落としたのだ、こう言っておりますが、これは理屈はさかさまでしょう。交付税がないから、配りようがないから、いわゆる従来の交付税制度は破綻した。わずかに二・五％なるほど伸びましたけれども、交付税の額はほんのわずかし

か伸びておらぬわけですから、配りようがない。従来の交付税制度が破綻した。そこでいろいろと知恵をしぼったあげく、公共事業の地方負担分を五百八十九億円、六百億近い金であります。切り落とそう、こういうことになったんじゃないでしょうか。どうも地方債がふえたので公共事業の地方負担分は基準財政需要額から切り落とした、こういうふうに言っておるわけでありすけれども、そうじゃないでしよう。私が言ったような理屈じゃないでしようか。

○柴田(護)政府委員 それは鶏と卵みたいなものでございまして、先生のおっしゃるようなことも言えましょう。また逆に、一般財源がないから地方債を總体的にふやして財源振りかえをやった、こういうことも言えるかと思うのであります。私も、本意じゃありませんけれども、こういう緊急事態でありますので、やむを得ずそういう地方債でもって将来の税収入を担保として仕事を

する。言いかえれば仕事の繰り上げ消化みたいなものでありまして、そういう態度をもつて財政計画を組まざるを得ぬので組んだ。そこでその組んだものを交付税にはね返していきまゝ場合には、やはり従来のような一般財源でもって投資的経費を持つていくことに對しては、異例の措置をとらざるを得ない。それが財源振りかえという形でもって、基準財政需要額の地方交付税に対する移しかえだ、こういうこととあります。言いようは二つあると思います。私も、いままでは二つ御説明したような考え方に基づいて措置をいたしたのでござい

ます。

○細谷委員 大体、鶏が先か卵が先かという議論をここに持ち込むことがおかしいのであつて、そうならざるを得なかつたのでしよう。それははっきり自治省がお認めになったほうがいいでしょう。そこで、先ほど自治省は、基準財政需要額というの、千三百八十三億程度伸びるんだと言

うのでありますが、今度の改正によりましていろいろな点が改正されるのでありますけれども、公共事業の地方負担分の五百八十九億円の中から、交付団体において振りかえられるものが四百八十二億あるのです。四百八十二億円というのは、言つてみればいままでは交付税で見てもらつたものなのです。そういたしますと、この自治省の資料による交付団体の基準財政需要額の増九百一億円、これは差つ引いて九百一億円になったのでありますから、これを加えますと、やはり千四百八十三億円という数字が出てくるのです。ですから、自治省が計算した千三百八十三億円、それに最少必要限度の補正を行ないますと、ちょうど千四

百八十三億円、これは最低限基準財政需要額が上がつたというふうに私は理解すべきだと思つた。試みに、一体交付団体で従来の程度財政需要額が伸びていったかと言いますと、三十九年度は千八百五十二億円伸びておるのです。四十年

度は千五百九十七億円伸びておるのです。ことしは九百一億円の増です。これは四十年あたりになりまして、財政の事情でたいへん苦しくなつた。交付税の伸びも落ちてきておりますから、基準財政需要額を伸ばしたということとありますけれども、それでも千六百億程度の需要額の伸びを見

る次第でございます。ただ方法についてどうするかという点については、この場合、今後の地方財政の財政運営のいろいろの点と総合して考えられるものでございますので、これが地方財政を圧迫することにならぬように処置をいたすという考えでございます。

○佐藤説明員 この問題は先ほど渡海委員から御質問なり御指摘があったわけでありますが、将来地方財政の運営上、この元利の支払いが滞りなく行なわれるように配慮したい、こういうような大蔵大臣の答弁でございまして、私どももそういう立場でこの問題を考へておるわけでございます。

○細谷委員 いまのことばも私は納得できないのです。まず財政局長からの、三十億円の組んであるのだというのでありますが、私も計数の内容を洗ったわけじゃありませんけれども、地方財政計画を見ますと、公債費というのは、前年比百四十一億円しかふえていないのです。昨年度は百九十二億伸びたんですね。その辺から推察いたしますと、これは洗ってみなければわかりませんが、どうも入っておるといふのは、ことばは少し汚いですが、それにはほんとうに入っているんですか。

○柴田政府委員 ごまかしておりませんが、ちゃんと入っておるわけであります。昨年非常にふえておりますのは、従来、財政計画上の地方債計画にあがっておりますものを基礎にして元利償還金を計算いたしておりました。ところが御承知のように、実行上、ワク外で地方債を発行するわけでございます。このワク外債も公債費であることは同じでございます。その元利償還金も公債費であることは同じでございます。したがって、昨年からワク外のものも公債費に組み込んだわけでございます。そこで三十九年度と四十年年度の公債費の相当額を比較いたしますと、非常にふえておる、こういうことになるわけでございます。言うならばそこには規模の是正が行なわれておるわけでございませう。だから今年度の公債費が百四十一億円しかふえないのは少ないのじゃないかという御不審はござ

もつともでございますけれども、裏にはそういうことがあるわけでございまして、百四十一億円ふえておるといふことは、相当ふえて、その中には、いまの七百億円と、それから新産債等のうちの公債債二百億円、これを七分三厘の利子計算によつて組み込んだわけでございまして、

○細谷委員 これはいま財政局長、利子のことまで言及されておりますから、これは信用いたしておきたいと思つたのです。自治体の千二百億円という一——私は、六百億円は最低限、元利補給をすべきじゃないか。というのはどういふことかといひますと、本来、これはいままで積み上げてまいつた地方交付税法の中の基準財政需要額として算入されておつたものであつて、いわば地方団体にとりましては、法律で保障されたものなので、道路とか河川とか、あるいは海岸堤防とか、こういうものについての地方負担というのは地方交付税法によつてこれこれとあるという形で保障されたものなんです。ところが今年になりまして、突然として五百八十九億円切り落とされたわけですから、地方債に振りかへますということでありまして、地方団体から見ますと、地方交付税法で保障された既得権を剝奪される、こういうふうにしるしてもよろしいかと思つたのです。既得権論争というのが予算委員会にだれいふましたが、少なくとも既得権的なものだ。残りの六百億円は、もう期待権を越して既得権的なものと理解すべきだと思つたのです。千二百億円の特別債があるわけでありまして、これはちよつと性格が違ふと思つたのです。なるほど地方債はふえたわけでありまして、基準財政需要額に算入されたといふものでありまして、それから違ふのです。しかしそれまで含めて保障をするといふところに、私は、大蔵大臣の逃げの手があるんじゃないか。非常に好意的な答弁のようでありまして、けれども、どうもやはり全幅の信頼を置けない点があるんじゃないかと思つた。千二百億円のうちの五百八十九億円というものと、残りの六百億何がしかというものは性格が違ふんです。基準財

政需要額で見積もられたものを地方債に振りかへられたものが六百億円。そうでない特例債、公共事業を推進するための地方負担分を見てやるといふことでありますから、性格が違ふのです。私が申し上げておるのには、その六百億円というのは、これは一種の既得権的なものだから是非でも、本来ならばこゝに基準財政需要額に算入してやるべきでありまして、そうならなかつたのでありますから、これはやはり将来元利はそっくり国で補給してやらなければいかぬ、補償してやらなければならぬ、そういう筋合いのものであると私は思ふ。そうでなければ、もういままでの地方交付税制度は破綻した、こういうことになるわけでありまして、こゝには財政事情からそうしたので、これは必ず保障をいたします、自治大臣は確信がなくて確約します、こういう筋合いのものであらうと私は思ふのであります。ですから、千二百億なんというところでちよつと喜ばしておいて、あとでとんとんと落とすのではなくて、いま私が言つたような趣旨なんです。そういう筋のものですから、ひとつ大臣、六百億円は既得権的なものだから必ず責任を持ちますと答えてください。

○永山国務大臣 同一考案で現段階におきましては処置すべきものであるというように考えるのでございますけれども、しかし、経済状態といふものはきつめて流動的でございますので、固定してこうするといふことを来年度の予算あるいは今後の問題について決定することは差し控へねばならぬかと思つたのであります。たとへて申し上げますれば、観念でございまして、非常に景気がよくなつて財政事情がよくなれば、三三〇になつておられますからして、そうすると交付税ももう少し上がる時代がくるかもしれないといふことが考えられるのであります。さらに地方財政は財源が非常に不足いたしておりますから、補助金の合理化、財源再配分というやうな問題も強力に進めねばならぬ。細谷委員の言われるごとく、非常に憂慮すべき問題でございまして、そういう方向でぜひやるといふ考え方には同一意見で

ございますが、そういうやうな財源再配分等の関係で、地方財政の財源確立をやるというやうな諸問題も含めておりますので、それらの情勢を勘案いたしまして、お説のやうな考え方において処置を総合的にいたしたい、こう考へておるのでございます。

○細谷委員 大臣の後段のお答えは私はいと思つたのですが、その後段を打ち消すやうな問題点が二つ述べられたわけですね。一つは、来年度以降地方財政がよくなつたら、交付税率を三三〇なんて大幅に引き上げたのだから、よくなつたらそんなことはもう補給してやらぬでもいいぞといふやうなことが含まれておるやうであります。もう一つは、いま問題になつておる国と地方との間の財源再配分という大問題もあるのだから、そういう中においてこの問題を解決してもいいじゃないか、こういう二点があげられた。問題がすり変へられておるのです。これは四十一年度の分なのです。将来にわたつていつの日かこれはやらねばなりません。国と地方との間で責任分野をはきりする、こういう点からいって、事務の再配分と同時にこれはやらねばならぬといふへんな大きな問題であります。もう一つの、交付税率を上げたのだから、将来地方団体が少し裕福になることがあればその金はやらぬぞといふことになりまして、これはおかしいのです。おまえ少し給料が上がったから、この前一万円借りておつたけれども今度返さぬぞ、こんなばか話はないのです。筋が通らぬです。四十一年度にはやるべきものはやらぬで、国が五百八十九億円といふものを借金に振りかへたわけでありまして、渡海理事が言うやうに、これは借金政策で生じたわけでありまして、かりに景気がよくなつて地方の財源がふえても、国は、借金でありますから、おまえ少し税が上がったから、五百八十九億円はかんんしてくれといふことは、これは国としてはとれない措置ではないか、立場ではないかと思つた。しかし、まあこの公開の席上では大臣なかなか答えにくいやうでありますから、その二つの案

件なんというものは、ひとつそんなことは考えないで、とにかく確かに借金だ、だからひとつ最大限の努力をしようという決意を固めていただきたいと思うのであります。しかし、これ以上言っても答えにくいだろうから、いすれ理事会等での問題をしばらくは、交付税の一番かなめであり、交付税の問題がはつきりしない限りは、この交付税なんというものは、法律はできたって、これは地方は金を借りただけで、一向ありませんから、問題であります。そういうことでありますから、大臣、この問題については、この法律がこの委員会を通過するまでにびしゃっとした腹を固めていただくということが条件だと思えますから、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

次にお尋ねしたい問題、四百十四億円の特別交付金のうち、二百四十億円というのは、来年度四十二年度においてはたばこ消費税に振りかえる、こういうことでございすから、一応地方団体としては財源が来年度以降保障された、こういうことが言えると思っております。ところが、残りの百七十四億円については何らの保障もないのですね。来年は切つて落とすのでしょうか、これは何とか考えるおつもりなんでしょうか、大臣にお尋ねしたい。大蔵省もこれについて何かあったらお答え願いたいと思ひます。

○永山国務大臣 百七十四億円の関係は、やはり来年度の財政状態を見た上でやらなければならぬ問題でございます。本年のような窮乏な情勢でございますから、またより以上な考えを及ぼさなければならぬ状態が来るかもしれません。政府の財政計画と相まちまして、いすれにいたしまして、御憂慮をいただいておりますように、地方財政が安定する方向で、積極的に前向きで措置をするように考えたいと存ずる次第でございます。

○佐藤説明員 この百七十四億円は、たてまは四十四年度限りの措置でございます。これは百七十四億円というものが恒久的な姿で表現されたものではないので、そういうことになるわけでございす。しからば四十二年度はこの種のものでござい

うふうになるかということ、その事態に即してそのときに検討することになるかと思ひます。

○細谷委員 四百十四億円という数字はどうして出たんですか。二百四十億円の第一種特別交付金、百七十四億円の第二種特別交付金、四百十四億円と出た経過というのは主計官御存じのとおりです。いろいろ詰めていって、これだけ足らぬ、そのうち一千億円は、これはつかみです。一千億円は自主財源のなもので見よう、一千二百億円は特別債だ、その二千億円の自主財源的なもので、交付税が二、五〇上がったから、五百幾ら一千億円から差し引いて四百十四億円と出たんでしよう。そういう経過でしよう。そういう経過をたどつておいて、その二百四十億円は金科玉案です、来年は保障いたします、残りの百七十四億円は経済状態を見た上で、地方財政の実情を見た上で、二百四十億円と、地方財政の実情を見た上で、住民税の減税を補てんする、という意味において、府県と市町村に減税分に案分したんでしよう。減税分は幾らかといひますと、二百四十億円じゃないです、三百億円あるのですよ。なぜ三百億円にしないか、減税分をそっくりそのまゝ三百億円にして、差し引き百七十四億円と、五十億円ばかり引いて二百二十四億円というのを第二種にしたほうがよかつたですね。減税分が三百億あるのですから、二百四十億円にしたのはおかしいですよ。そもそも第一種と第二種とをちゃんとこの段階では区別されておりますけれども、もともと理屈のない形で二百四十億と百七十四億に分けたのでしよう。これはそういう経過からいって、も理屈がないのだから、つかみでやっているのだから、保障すべきじゃないかと思う。重ねてひとつ大蔵省主計官、財政局長の考えを伺いたい。

○佐藤説明員 ただいまのお話の二百四十億円は、その数字の経緯を申し上げますと、政府の税調で住民税の減税に対応して二百三十二億分、所得税をさらに減税いたしまして、その二百三十二億分を住民税の税率引き上げによる増収に充

てる、こういう案があつたわけでございす。その二百三十二億分が最終的には実現に至りませんで、その部分について考慮をすべきである、こういうことになりまして、その二百三十二億分をまるめて二百四十億円にしたものでございす。それから全体につきましては御指摘のとおりでございまして、千億円というものが、あるいは合計して二千二百億円というものが政府が増減税以外に措置するものであるということに四十一年度はなつたわけでございす。四十二年度に同じくこれがどういふふうな政府において地方財政上措置しなければならぬかということ、その総額なり、その内訳なりは、経済の推移と来年度の需要とあわせて四十二年度予算編成のときにきまつてまいると思つたわけでございす。そのときに、はたしてこの百七十四億円のような傾向のものが再びあるかどうか、そういうことについては目下のところ何とも申し上げられないわけでございす。

○柴田(護)政府委員 臨時特別交付金の内訳の計算についての経緯は御指摘のとおり、先ほどもちよつと申し上げましたように、千億円というのがございす。それから交付税率を幾らにするかというものがきまつて、そして残つたものが特別交付金、大蔵省から出してまいりましたときの計算は別にあるわけでございすから、最終的なきまり方はそういうことでございす。そのうちで二百四十億円というものは再び、たばこ消費税という形で要求しておつたものが臨時特別交付金の中にもぐり込んだ。それを、こしはすべて不安定な状態でありまして、第一種という形にした。そのときから数字はもう二百四十億円でありまして、三百億円じゃないわけでありす。それで残つたものが第二種特別交付金という形でもって据え置かれたわけでありす。この百七十四億が来年度同じ状態が続くのか、あるいはふくれるのか、振りがわるのかということでありすけれども、私どもはごく率直に事務的に御答弁を申し上げますと、これは来年度の時点でもってものを考えるのだ、こういうことになるわけですけれども、私どもの気持ちを含めて申し上げますと、やはりこれだけの一般財源で支弁すべき歳出はあるわけでございす。その限りにおいて、これは地方に与えられた一つの財源だ、恒久的な経常財源だという考え方をとっております。これが将来どうなるかということ、これは以上減れば歳出が減らなければならぬ。歳出が減ります限りにおきましては、この部分は将来と臨時特別交付金の形をとりますか、ほかの形をとりますか、それは別といたしまして、やはり経常財源として存置すべきものだ、こう思つたわけで、希望といひましては、こんなもので、妙な形でもって長いこと維持していきたくないものでございまして、ちゃんとしたまふような形でいききたい、でき得べくんば独立税に切りかえたい、こういう気持ちを持っております。

○細谷委員 ちよど十二時半が過ぎたということが一つ。それから、これは根本的な問題でございすから、いま私が質問してまいりました問題、いわゆる六百万円の問題、百七十四億円の問題、これは具体的にはつきりしませんが、さらにこれ以上質問しても意味がない。二つの理由で質問を保留しておきます。

○大石(八)委員長代理 本日はこれにて散会いたします。午後零時四十一分散会